半壊した自宅の「応急修理」

クマ川の氾濫こわかったな。危機一髪だった。 うちは「半壊」で済んでよかった。





なに言ってるの!ひどい損害よ。 見て!これじゃぁとても住めないわよ。





じゃあ、ひとまず修理するか。カイ町の カセジマ工務店で直してもらおう。 あそこはウデがいい。





役所を通じてお願いするといいわ。 「<mark>応急修理制度</mark>」で 595,000 円分は 出るらしいの。



おぉ、それはいい。さっそく申し込もう。



待って!それって「災害救助法」に基づく応 急修理だよね。よく考えて!



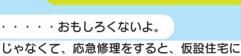
なにそれ?何か問題あるの?



ふつう知らないけど、応急修理の 「併給禁止」に気をつけないと。



へーきゅーきんし?何それ? 京急線では錦糸町には行けないぞ。



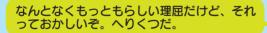


それって法律で禁止されてるの?



いや、法律上はどちらも OK だよ。でも運用 で禁じてる。応急修理をすれば自宅に住める んだから、仮設住宅に入ると二重取りになる という理屈なんだ。

入れなくなる。つまり、「応急修理」と「仮 設住宅」の両方を併せて給付するというのは







そう。おかしい。

NG なんだ。



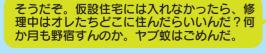
慌てて中途半端に応急修理しちゃったら、仮 設住宅に入れなくなって、わたしたち在宅被 災者になっちゃうわよ。



だから被災地では毎度おかしいと声があがる し、被災地支援をする弁護士たちもず~っと ワァワァ言ってる。



でもね、うちを修理するとしても、これだけひどい状態だと、直すのに数か月はかかるわよ。



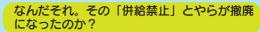




そうよね。修理をしたくても、仮住まいがな かったら現実的には何もできなわよ。



実は、耳寄り情報があるんだ。今日7月16日、国が新しい方針を示したんだよ。





いや、そこまでいけばバッチリなんだけど。 まぁマイナーチェンジってところ。



どういうこと?



あのね、

- ①半壊以上の住宅で、
- ②修理期間が1か月以上かかるときは、
- ③応急修理の期間中は仮設住宅には入れる、
- ④ただし最長6ヶ月、
- と条件が緩和されんだよ。

つまり、修理期間に限って、仮設住宅 OK ということになったんだな。





そう。これまではまったくダメだったけど、 今日から少し制限が緩和されたということさ。



でも、逆に言えば、

- ①準半壊以下は NG、
- ②修理が2~3週間で終わるときは結局ホームレス、
- ③半年経ったら、たとえ工事中でも追い出されちゃう、ってことでしょ。



そうだね。さすが母さん。 それが、いわゆる反対解釈の論理的帰結。

> おー! さすが法学部の出身だ。 お前、こういうときは役に立つ





えへん。とはいえ災害救助の「併給禁止」の壁は厚い。でも、今回、少し風穴が開いたのは大きいと思う。



じゃあ、うちもしっかり修理しましょうね。 あせらず数か月かけてしっかり直して生活再 建したいわね。



そつにな。 その間は仮設住宅で暮らして、家族 みんなでじっくり生活再建のプラン を練ろう。





分からないことがあったら弁護士会に相談したらいい。無料相談をやってるから何でも気楽に相談して欲しい。

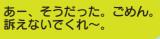


いやあ、災害の法律やら制度に詳しいなあ、お前。





なにいってるの! この子は今年、弁護士になったところよ。 忘れたの!!







ははは。 とにかく生活再建めざして一歩一歩進もう!